

南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、平成29年度に策定した南秋地域公共交通網形成計画において「3 町村広域連携公共交通軸の形成・再編」に位置づける「大瀧村～八郎瀧町～五城目町間を結ぶ地域間幹線交通の導入」「誰でも利用できる地域内交通への見直し・利便性向上」などを適切かつ確実に実施することを目的とした「南秋地域公共交通再編実施計画」の策定に向けた調査等を実施するため、企画提案競技により委託候補者を選定することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務

(2) 業務内容

「南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

(4) 業務規模

本業務の参考業務規模は2,500,000円以内とする。

(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本企画提案競技に参加できる者は、以下の条件を満たしている者の中から選定する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年以内に、国、県、市町村等の官公庁が発注する本地域と同等規模以上の市町村等を対象とした地域公共交通再編実施計画策定業務等と同種、類似業務の実績を有する者であること。
- (3) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店と契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール表

この企画提案競技の実施スケジュールは次のとおりとする。

	項 目	期 間 等
1	質問書の提出期限	平成30年5月 9日(水) 午後5時まで
2	質問書の回答	平成30年5月10日(木) 午後3時まで
3	参加資格確認申請書提出期限	平成30年5月11日(金) 午後3時まで
4	参加資格確認申請結果通知	平成30年5月14日(月)
5	企画提案書等の提出期限	平成30年5月25日(金) 午後5時まで
6	審査会	平成30年5月31日(木)
7	委託候補者の選定及び通知	平成30年6月 1日(金)
8	業務委託契約	平成30年6月 8日(金)

※スケジュールは変更となる場合があります。

5 参加資格確認の手続

企画提案競技に参加しようとする者は、下記の参加資格確認申請書類を提出するものとする。

(1) 参加資格確認申請書類

- ① 参加資格確認申請書 (様式第1号)
- ② 会社概要 (様式第2号)

(2) 提出先等

- ① 提出期限 平成30年5月11日(金) 午後3時
- ② 提出場所 五城目町まちづくり課 (後述11 参照)
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。)

(3) 結果通知

平成30年5月14日(月)にFAX及び書面により通知します。

6 質問と回答

本企画提案競技に参加資格申請を予定する者は、次により本企画提案競技について質問することができる。

(1) 質問方法

- ・ 質問書 (様式第3号)
- ・ 電子メールで行うこととし、訪問や電話による質問は受け付けない。
- ・ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

ko@town.gojome.lg.jp (事務局 五城目町まちづくり課 担当 伊藤・工藤)

(2) 提出期限

平成30年5月9日(水) 午後5時 (必着)

(3) 回答

平成30年5月10日(木)午後3時までに、五城目町ホームページ上で質問事項及びその回答を公表する。なお、評価に関する質問については回答しない。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 必要な書類

- ① 企画提案書(様式第4号)※(3)により作成したものを添付すること。
- ② 提案見積書(様式第5号)
- ③ 業務実績調書(様式第6号)
- ④ 業務実施体制表(様式第7号)
- ⑤ 担当者実績調書(様式第8号)
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 委任状

当社が支店・営業所等へ契約等の業務を行う権限を委託する場合

(2) 資料記載上の留意事項

(1)の③において、作成した計画書等を参考として添付できる場合は添付すること。

(3) 企画提案書作成要領

- ・任意様式
- ・用紙はA4版、横書き、11ポイント以上とする。
- ・表紙を除いて20ページ以内での両面印刷とする。
A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
(A4サイズに折ること。)

(4) 提出部数

- ・正本 1部(代表者印押印のもの)
- ・副本 5部(正本の写し)

(5) 提出期限 平成30年5月25日(金)午後5時

(6) 提出場所 5(2)②と同じ

(7) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。)

8 プレゼンテーション、選考審査・選定について

(1) 審査日及び場所

平成30年5月31日(木)五城目町役場

※時間及び場所は提案者に対して別途通知する。

(2) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションは、準備5分、説明20分、質疑5分とします。
- ・プレゼンテーションの機材においては、下記の物品はこちらで用意します。

- ①ホワイトボード
- ②プロジェクター
- ③ディスプレイケーブル
- ④投影スクリーン

(3) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査、評価及び最も優れている提案者の選定は、南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務企画提案競技審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。

(4) 審査及び評価項目

本企画提案競技の審査は、審査委員会の各委員が企画提案書等の評価を行い、最高点を得た者（同点の者が2者以上の場合には、企画提案内容に関する評価点が多い者。）を委託候補者として決定するものとする。（評価点数の合計点は100点とする）

大分類	小分類	評価点
目的理解	再編実施計画の策定目的及び本支援業務の目的を十分に理解した提案となっているか。	20
企画提案	仕様書の内容と整合性のある企画となっているか。	20
	調査及び分析の提案に具体性、創意工夫はあるか。	20
業務管理	提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築できるか。	10
	業務の工程が具体的かつ的確に示され、実施可能な内容となっているか。	10
事業実績	類似業務についての実績は豊富か。	10
見積金額	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	10

(5) 参加者が1提案者となった場合について

審査において、各審査委員の合計点の平均が70点以上であれば、その提案者を委託候補者として決定する。

(6) 選定結果の通知

委託候補者として選定の結果は、書面で通知する。ただし、審査結果については異議の申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 選定した委託候補者と協議会が協議し、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、協議により最終的に決定する。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 契約に関する条件等

① 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

② 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

③ 個人情報の保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10 その他

- (1) 本企画提案競技により協議会に提出された書類の返却はしないものとする。
- (2) 本企画提案競技に係る提案書等の作成、提出等に要する費用は、各事業者の負担とする。

11 問い合わせ先、提出先

〒018-1792 五城目町西磯ノ目1丁目1-1
南秋地域公共交通活性化協議会 事務局
五城目町まちづくり課内 担当 伊藤・工藤
電話番号 018-852-5361
ファクス 018-852-3151
Eメール : ko@town.gojome.lg.jp